

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定計量器定期検査の実施……………一
- 都営住宅の廃止……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 都営住宅の使用料の変更……………(同)……………二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)……………六
- 都営改良住宅の使用料の変更……………(同)……………七
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)……………八
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………(同)……………八
- 鳥獣保護区の存続期間の更新(七件)……………(環境局自然環境部計画課)……………八
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定……………(同)……………三
- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定……………(福祉保健局障害者施策推進部計画課)……………三
- 知事指定薬物の指定……………(福祉保健局健康安全全部業務課)……………一六
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………一六
- 技能検定員審査の実施……………(八)

○教習指導員審査の実施……………一六

○東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会委員長代理の指名……………二〇

### 告示(水)

○使用水量の計量業務の委託……………二〇

### 告示(議)

○東京都議会公印規程の一部改正……………二〇

### 公告

○本人確認情報の利用及び提供の状況の公表……………二〇
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出(二一件)……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………二四
- 低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定……………(環境局環境改善部大気保全課)……………二四

## 告示

### 東京都告示第千四百六十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 文京区、北区及び豊島区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 平成二十六年十二月一日から同月十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会  
の名称

### 東京都告示第千四百六十九号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

名称	位置	構造及び規模	戸数
中神アパート (21号棟)	昭島市中神町千二百五十六番地	中層耐火 三三・四平方メートル	三〇戸
中神アパート (7号棟)	昭島市中神町千二百七十七番地	同右 五六・五平方メートル	三二戸
東久留米南町一丁目アパート (6、7号棟)	東久留米市南町一丁目七番	同右 三七・三平方メートル	六〇戸
東久留米南町一丁目アパート (8号棟)	同右	同右 三三・四平方メートル	四〇戸

●東京都告示第千四百七十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
 条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の  
 ように変更し、平成二十六年十一月一日から実施するので、  
 同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	3	28,200	44,700
一般都営	高層耐火	明石町第2アパート (10号棟)	中央区明石町13	50.9	1	46,700	71,100
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート (1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	80,700
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート (6号棟)	港区南青山1-3	40.7	1	40,400	156,100
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	34,000	68,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	41,500	76,200
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート (1号棟)	港区港南4-5	42.2	1	40,000	82,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート (8号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	63,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート (31号棟)	新宿区戸山2	38.3	2	32,400	63,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート (34号棟)	新宿区戸山2	41.9	1	35,600	74,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート (20号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,600	63,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート (3号棟)	新宿区戸山2	41.0	1	35,100	74,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート (29号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	33,000	64,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート (10号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,500	75,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート (32号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	32,800	62,600
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート (3号棟)	台東区清川2-22	34.3	1	25,500	32,900
一般都営	高層耐火	根岸五丁目アパート (11号棟)	台東区根岸5-18	34.3	1	27,300	39,400
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (35号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	26,000	44,700
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	26,000	44,700
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート (5号棟)	墨田区八広3-35	32.6	1	22,000	33,000
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (2号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	64,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (9号棟)	墨田区堀通2-6	59.7	1	43,800	65,500
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (1号棟)	墨田区立花6-8	58.9	1	40,700	69,000
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート (2号棟)	江東区大島4-21	51.2	1	42,800	68,500
一般都営	中層耐火	豊洲四丁目アパート (1号棟)	江東区豊洲4-3	36.4	1	29,100	47,300
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート (10号棟)	江東区南砂3-11	37.0	1	28,700	51,100
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート (7号棟)	江東区南砂3-11	36.7	1	28,800	50,300
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート (2号棟)	江東区東砂1-5	42.3	1	34,800	53,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (25号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (49号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (56号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (77号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (5号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (13号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (20号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200
一般都営	高層耐火	東砂二丁目第2アパート (3号棟)	江東区東砂2-12	34.4	2	27,600	41,500
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート (7号棟)	江東区南砂1-1	42.2	1	34,400	46,800
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	32,000	49,700
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート (2号棟)	江東区南砂6-5	51.2	1	43,900	74,400
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート (2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	43,500	67,500
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート (9号棟)	江東区森下3-13	54.0	1	45,900	75,200
一般都営	高層耐火	北品川アパート (11号棟)	品川区北品川1-5	41.6	3	36,000	75,000
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート (6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,500	42,200
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (2号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,400	89,900
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,100	35,900
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,500	35,900
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,900	38,600
一般都営	高層耐火	西糺谷二丁目アパート (2号棟)	大田区西糺谷2-23	42.2	2	34,300	58,400
一般都営	中層耐火	本羽田二丁目第4アパート (12号棟)	大田区本羽田2-8	39.0	1	31,700	49,700
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (14号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	67,200
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート (1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,100	68,100
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	76,400
一般都営	中層耐火	中野本町五丁目アパート (2号棟)	中野区本町5-8	36.4	1	27,500	61,700
一般都営	中層耐火	松ノ木二丁目アパート (15号棟)	杉並区松ノ木2-8	42.3	1	32,300	62,100
一般都営	中層耐火	久我山五丁目アパート (26号棟)	杉並区久我山5-39	51.0	1	40,200	83,400
一般都営	中層耐火	久我山一丁目アパート (11号棟)	杉並区久我山1-3	37.3	1	27,100	53,700
一般都営	中層耐火	久我山一丁目アパート (2号棟)	杉並区久我山1-3	33.4	2	24,500	49,400
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)	杉並区堀ノ内3-49	37.9	1	28,300	43,900
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート (1号棟)	杉並区上井草4-17	36.4	1	27,200	56,100
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート (15号棟)	杉並区高井戸東1-13	36.4	1	27,200	58,400
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート (2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	2	31,400	49,400
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (8号棟)	北区浮間1-14	59.6	1	49,600	87,900
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (9号棟)	北区浮間1-14	59.6	1	49,600	87,900
一般都営	中層耐火	上十条アパート (2号棟)	北区上十条1-5	37.0	1	28,000	46,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (10号棟)	北区滝野川3-66	37.3	1	29,800	53,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (14号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,700	59,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (15号棟)	北区滝野川3-75	37.3	1	29,800	53,200
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (5号棟)	北区赤羽西5-11	37.3	1	29,400	49,500

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート (7号棟)	北区赤羽西5-5	39.0	1	30,300	45,900
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート (21号棟)	荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,600	74,500
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (2号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,900	31,700
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (3号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,900	31,700
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	3	27,100	40,400
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	2	24,600	37,200
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (12号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	28,300	37,200
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第2アパート (2号棟)	板橋区前野町5-13	55.9	1	43,200	77,500
一般都営	中層耐火	小茂根一丁目アパート (1号棟)	板橋区小茂根1-6	55.9	1	43,700	81,400
一般都営	中層耐火	志村三丁目アパート (10号棟)	板橋区志村3-10	51.0	1	39,600	59,700
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (2号棟)	板橋区蓮根3-15	61.2	2	39,500	67,900
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート (1号棟)	練馬区北町8-31	55.9	1	43,700	80,200
一般都営	中層耐火	貫井四丁目アパート (5号棟)	練馬区貫井4-35	51.0	1	40,400	76,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート (6号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,600	47,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (20号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	46,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (32号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	25,000	49,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (35号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,600	47,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート (45号棟)	練馬区石神井町1-1	37.3	1	27,500	52,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート (46号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,700	47,400
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目アパート (3号棟)	練馬区関町北3-33	55.9	1	43,700	80,500
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,500	96,300
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート (7号棟)	足立区西竹の塚1-10	48.1	1	36,100	65,500
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート (3号棟)	足立区保木間5-32	59.6	1	43,700	71,100
一般都営	高層耐火	足立中央本町五丁目アパート (6号棟)	足立区中央本町5-20	55.9	1	41,000	70,600
一般都営	中層耐火	青井二丁目アパート (1号棟)	足立区青井2-29	55.9	1	41,700	74,000
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	2	24,100	36,300
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート (1号棟)	足立区青井4-36	59.6	1	44,400	81,200
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート (3号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,700	41,100
一般都営	中層耐火	扇一丁目アパート (16号棟)	足立区扇1-12	51.0	1	36,100	54,200
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (5号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,600	35,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (1号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	39,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (2号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	39,100
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (3号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	37,400
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (11号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	23,100	38,100

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (6号棟)	足立区西保木間4-3	33.4	1	23,500	38,100
一般都営	中層耐火	上沼山第3アパート (10号棟)	足立区江北7-12	33.4	1	22,800	35,700
一般都営	中層耐火	千住元町アパート (1号棟)	足立区千住元町34	33.4	1	23,300	26,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,800	34,700
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (5号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,800
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (9号棟)	足立区辰沼1-2	41.7	2	29,300	46,000
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (13号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	27,000	43,500
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (3号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,800	41,700
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (5号棟)	足立区南花畑4-11	37.7	1	25,600	41,200
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (7号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	39,100
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート (4号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	30,000	44,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (3号棟)	足立区舎人6-12	42.3	1	29,900	43,900
一般都営	高層耐火	舎人町アパート (14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,800	46,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (17号棟)	足立区舎人6-9	42.3	1	29,900	43,900
一般都営	中層耐火	六月二丁目アパート (17号棟)	足立区六月2-11	51.0	1	37,300	61,300
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (6号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,400	68,100
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート (4号棟)	葛飾区青戸3-3	51.0	1	37,700	64,900
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート (1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,600	63,100
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート (4号棟)	葛飾区亀有1-17	55.9	1	41,900	73,500
一般都営	中層耐火	上千葉アパート (3号棟)	葛飾区堀切8-8	59.6	1	45,200	84,300
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート (1号棟)	葛飾区奥戸1-12	59.6	1	45,300	76,700
一般都営	中層耐火	葛飾新宿一丁目アパート (2号棟)	葛飾区新宿1-4	59.6	1	44,500	74,300
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第2アパート (1号棟)	葛飾区西亀有2-24	59.6	1	45,700	87,500
一般都営	中層耐火	奥戸二丁目アパート (2号棟)	葛飾区奥戸2-43	36.7	2	25,500	42,900
一般都営	中層耐火	堀切八丁目アパート (2号棟)	葛飾区堀切8-18	55.9	1	41,800	75,600
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,300
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,300
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	2	28,200	48,000
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,600	43,600
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート (7号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	25,200	39,400
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,600	43,600
一般都営	高層耐火	八王子石川町アパート (1号棟)	八王子市石川町2955	42.2	1	20,800	39,600
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート (5号棟)	八王子市大谷町45	36.4	1	17,800	33,700
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート (6号棟)	八王子市大谷町45	36.4	1	17,800	33,700

種類	構造	名	称	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (18-6号棟)	八王子市松が谷18		51.1	1	26,300	47,800
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート (2号棟)	八王子市大和田町7-6		60.9	1	33,400	61,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-3号棟)	八王子市南大沢3-4		60.7	1	35,200	66,600
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート (19号棟)	三鷹市上連雀6-6		39.0	1	27,200	55,700
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート (4号棟)	府中晴見町2-18		58.1	1	35,900	82,000
一般都営	中層耐火	府中新町一丁目アパート (2号棟)	府中市新町1-34		63.2	1	40,700	88,800
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート (3号棟)	府中市栄町1-20		55.9	1	32,500	71,800
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (5号棟)	調布市国領町3-8		45.1	2	25,300	59,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (8号棟)	調布市国領町8-1		51.2	1	30,700	72,700
一般都営	中層耐火	東つつじヶ丘二丁目アパート (1号棟)	調布市東つつじヶ丘2-32		62.1	1	38,800	93,300
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (18号棟)	町田市成瀬7-10		62.1	1	34,000	64,200
一般都営	高層耐火	成瀬アパート (5号棟)	町田市成瀬7-10		55.9	1	31,600	66,700
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (4号棟)	町田市山崎町840		60.9	1	32,300	56,300
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (6号棟)	町田市相原町3190		55.9	1	29,900	60,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (7号棟)	町田市相原町3190		55.9	1	29,900	60,000
一般都営	中層耐火	津田町三丁目アパート (15号棟)	小平市津田町3-15		61.6	1	39,600	81,500
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (4号棟)	日野市新井842		37.7	1	16,900	33,200
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート (1号棟)	東村山富士見町2-9		42.3	1	23,100	43,500
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート (1号棟)	西東京市西原町4-10		60.2	1	37,000	77,000
一般都営	中層耐火	山無緑町三丁目アパート (6号棟)	西東京市緑町3-8		59.6	1	37,500	78,700
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート (25号棟)	西東京市南町4-22		48.1	1	29,000	66,600
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート (2号棟)	西東京市西原町1-7		60.2	1	37,300	80,300
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート (2号棟)	西東京市谷戸町1-17		59.6	1	38,500	83,200
一般都営	中層耐火	東伏見二丁目第2アパート (9号棟)	西東京市東伏見2-10		61.5	1	43,600	93,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート (14号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	18,000	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート (31号棟)	狛江市和泉本町4-7		33.4	1	16,500	43,700
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート (10号棟)	清瀬市松山3-11		56.8	1	32,500	65,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート (10号棟)	清瀬市竹丘1-15		36.4	1	17,900	36,800
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート (13号棟)	清瀬市竹丘1-5		56.9	1	32,100	63,300
一般都営	中層耐火	八幡町第1アパート (2号棟)	東久留米市八幡町2-11		38.3	1	20,300	39,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-1-6号棟)	多摩市諏訪4-1		37.7	1	17,500	31,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-2-3号棟)	多摩市諏訪4-2		36.4	1	17,000	30,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-2-2号棟)	多摩市諏訪4-2		37.7	1	17,500	31,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン東寺方団地 (3-1-6号棟)	多摩市東寺方3-1		37.3	1	17,500	32,000

種類	構造	名	称	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地 (3-1-8号棟)	多摩市和田3-1		37.3	1	17,500	32,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地 (3-1-9号棟)	多摩市和田3-1		37.3	1	17,500	32,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (3-4-6号棟)	多摩市愛宕3-4		40.1	1	19,300	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地 (4-4-6号棟)	多摩市落合4-4		51.1	1	26,000	44,300
一般都営	中層耐火	稲城第2アパート (3号棟)	稲城市大丸82		42.3	1	22,500	49,200

●東京都告示第千四百七十一号  
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛添 要 一

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
宮前三丁目アパート (14号棟)	杉並区宮前三丁目八番	中層耐火 三四・六平方メートル	一一戸	三〇、七〇〇円	七七、五〇〇円
同右		同右	同右	三五、八〇〇円	九〇、五〇〇円
同右		同右	四戸	四二、一〇〇円	一〇六、一〇〇円
同右		同右	同右	四二、四〇〇円	一〇七、四〇〇円
同右		同右	八戸	五〇、七〇〇円	一二七、九〇〇円
板橋幸町アパート (6号棟)	板橋区幸町四十五番	高層耐火 三四・六平方メートル	四一戸	三〇、五〇〇円	五三、〇〇〇円
同右		同右	同右	三五、六〇〇円	六一、八〇〇円
同右		同右	二六戸	四一、八〇〇円	七二、六〇〇円
同右		同右	一一戸	四一、六〇〇円	七二、五〇〇円
同右		同右	二二戸	五〇、三〇〇円	八七、四〇〇円
同右		同右	三六戸	三〇、五〇〇円	五二、六〇〇円
板橋幸町アパート (8号棟)		同右	同右	三五、六〇〇円	六一、四〇〇円
同右		同右	六戸	四一、八〇〇円	七二、〇〇〇円
同右		同右	同右	四二、一〇〇円	七二、八〇〇円
同右		同右	同右	五〇、三〇〇円	八六、七〇〇円
板橋富士見町アパート (11号棟)	板橋区富士見町二十番	同右	四五戸	三〇、七〇〇円	五〇、八〇〇円
同右		同右	同右	三五、八〇〇円	五九、三〇〇円
同右		同右	二五戸	四二、〇〇〇円	六九、六〇〇円



種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	南青山一丁目第2アパート(1号棟)	港区南青山1-18	34.3	1	31,300
改良	中層耐火	戸山ハイツアパート(2号棟)	新宿区戸山2-24	33.7	1	29,100
改良	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	64.8	1	56,400
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート(2号棟)	新宿区富久町22-19	35.5	1	30,600
改良	中層耐火	豊洲四丁目アパート(1号棟)	江東区豊洲4-5	36.4	1	29,100
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(1号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(1号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,700
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(5号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(4号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート(4号棟)	渋谷区笹塚2-49	36.2	1	30,800
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート(1号棟)	北区堀船3-1	33.4	1	25,200
改良	中層耐火	田柄二丁目アパート(1号棟)	練馬区田柄2-43	39.0	1	30,100
改良	中層耐火	東和アパート(1号棟)	足立区東和2-6	32.6	1	22,300
改良	中層耐火	東和アパート(2号棟)	足立区東和2-6	32.6	1	22,300
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート(2号棟)	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,500
改良	高層耐火	調布くすのきアパート(4号棟)	調布市国領町3-8	45.2	1	25,800
改良	中層耐火	国立北三丁目アパート(6号棟)	国立市北3-25	39.0	1	22,200

●東京都告示第千四百七十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛添 要一

名称	位置	区画数
板橋幸町アパート駐車場	板橋区幸町四十五番	五六区画
板橋富士見町アパート駐車場	板橋区富士見町二十番	三六区画
府中武蔵台三丁目アパート駐車場	府中市武蔵台三丁目	一五区画
	五番地	

●東京都告示第千四百七十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛添 要一

名称	位置	区画数
王子本町三丁目アパート駐車場	北区王子本町三丁目	五一区画
	二番ほか	

●東京都告示第千四百七十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成七年東京都告示第六百六十

四号で告示した八丈富士鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛添 要一

- 一 鳥獣保護区の名称  
八丈富士鳥獣保護区
- 二 鳥獣保護区の区域  
八丈町大字大賀郷地先の富士環状林道富士橋を基点とし、同点から同林道を北西方に進み、大字大賀郷と大字三根との境界線との交点に至り、さらに同林道を東方に進み、大字三根小字桐山の町有地と私有地との境界線との接点に至り、同点から同境界線を南東方に進み、富士縦断林道との交点に至り、同点から大字三根小字富士山の町有地と小字大郡との境界線を西方に進み、大字三根と大字大賀郷との境界線との交点に至り、同点から同境界線を北方に進み、大字大賀郷の私有地と町有地との境界線との接点に至り、同点から同境界線を西方に進み、同境界線が左折する点で曲り、同境界線が右折する点に至り、同点から沢を南方に進み、基点に至る線により囲まれた区域
- 三 鳥獣保護区の存続期間  
平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
  - (一) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - (二) 鳥獣保護区の指定目的



当該区域は、八丈島の西北部の八丈富士の山頂から中腹までの部分に位置している。

当該区域に生息する鳥類としては、猛禽類<sup>きん</sup>ではオオタカ、ハイタカ、ノスリ等が、陸鳥ではヤマシギ、カラスバト、ホトトギス、アマツバメ、モスケミソサザイ、アカコッコ、イイジマムシクイ、オーストンヤマガラ、シチトウメジロ等の種が確認されている。

当該区域は、大部分が低木及び亜高木林で覆われており、火口内部には高木林が発達している場所がある。よって、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

入山者による鳥獣やその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護員による巡視を行うとともに、八丈町及び関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

●東京都告示第千四百七十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成七年東京都告示第六百六十五号で告示した八丈三原山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛添要一

一 鳥獣保護区の名称

八丈三原山鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

八丈三原山を中心とした一団地の八丈町有林の区域(介在する国有地二十五ヘクタールを含む。)

三 鳥獣保護区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、八丈島の南東部の三原山を最高峰とし、東台子山、西白雲山及び東白雲山から成る山塊の山頂から中腹までの部分に位置している。

当該区域に生息する鳥類としては、猛禽類<sup>きん</sup>ではツミ、ノスリ、アオバズク等が、陸鳥ではヤマシギ、カラスバト、ホトトギス、ミヤケコゲラ、モスケミソサザイ、アカコッコ、イイジマムシクイ、オーストンヤマガラ、シチトウメジロ、イスカ等の種が確認されている。

当該区域は、大部分が常緑広葉樹の高木林で覆われている。

また、一部は針葉樹植林地として利用されている。よって、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

入山者による鳥獣やその生息環境への影響を必要最小

小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護員による巡視を行うとともに、八丈町及び関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

●東京都告示第千四百七十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成七年東京都告示第六百六十六号で告示した小岩戸ヶ鼻鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛添要一

一 鳥獣保護区の名称

小岩戸ヶ鼻鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

八丈町大字中之郷藍ヶ江沿岸を基点とし、同点から北に進み、町道藍ヶ江線〇一〇六号に至り、同点から町道を東方に進み、中之郷温泉の湯元南側の尾根に至り、同点から同尾根を東方に進み、東山林道との交点に至り、同点から同林道を北方に進み、同林道の起点に至り、同点から町道寅佐山一〇九三号の起点に至り、同点から町道寅佐山銘六戸線四〇九三号の起点に至り、同点から町道を東方に進み、同町道の終点に至り、同点から漁師道を東方に進み、汐間海岸漁師小屋跡に至り、同点から汐間海岸線を南方に進み、赤まま、黒まま及び草むしを経て小岩戸ヶ鼻に至り、同点から北西方に海岸線を進み、

基点に至る線により囲まれた区域

三 鳥獣保護区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、八丈島の南部の岬に位置している。

当該区域に生息する鳥類としては、海鳥ではオオミズナギドリ、ウミネコ、ウミウ等が、猛禽類ではミサゴ及びハヤブサが、陸鳥ではカラスバト、ホトトギス、モスケミソサザイ、アカコッコ、イイジマムシクイ、オーストンヤマガラ、シチトウメジロ等の種が確認されている。

当該区域は、大部分が広葉樹の萌芽林や高木林で覆われており、風衝地には草地が、海岸沿いには岩礁が連なっている。

よって、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

入山者による鳥獣やその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護員による巡視を行うとともに、八丈町及び関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

●東京都告示第四百七十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成六年東京都告示第十二百三十六号で告示した坪田大路池鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 鳥獣保護区の名称

坪田大路池鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

都道三宅循環線と村道大路線との交点を基点とし、同点から同都道を西方に進み、村道東山線との交点に至り、同点から同村道を北西方に進み、標高百八十・一メートルの地点に至り、同点から東に標高百メートルの地点まで下り、同点から百メートルの等高線を時計回りに千五百メートル進み、同点から東に進み、標高百三十五・五メートルの地点に至り、同点から尾根を南方に進み、標高八十八メートルの地点に至り、同点から尾根を南西方に進み、基点に至る線により囲まれた区域

三 鳥獣保護区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、三宅島の南部にある大路池とその周辺に位置している。

当該区域に生息する鳥類では、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十九条第一項に規定する天然記念物に指定されているアカコッコ、イイジマムシクイ、カラスバトのほか、モスケミソサザイ、オーストンヤマガラ等の希少種が多く確認されている。

当該区域は、大路池の周辺地域の大部分が常緑広葉樹林の高木林及び萌芽林に覆われており、一部の地域には針葉樹植林が存在している。

よって、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

入山者による鳥獣やその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護員による巡視を行うとともに、三宅村及び関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

●東京都告示第四百七十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成六年東京都告示第十二百三十五号で告示した御蔵島鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 鳥獣保護区の名称  
御蔵島鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

御蔵島御山山頂を基点とし、同点から乙女御山線歩道を東方へ進み、御山縦走線歩道との交点に至り、同点から同歩道を南東方に進み、長滝山線歩道との交点に至り、同点からえいが川を南東方に進み、海岸線との交点に至り、同点から海岸線を南西方に進み、平清水川の河口に至り、同点から海岸線を西方に進み、黒崎高尾山崖下に至り、同点から尾根を北方に進み、黒崎高尾山頂に至り、同点から遊歩道を北西方に進み、黒崎高尾林道との交点に至り、同点から北東方に沢を上り、乙女御山線歩道との交点に至り、同点から同歩道を北東方に進み、基点に至る線により囲まれた区域

三 鳥獣保護区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、御蔵島の主峰御山の南東及び南西斜面に位置している。

当該区域に生息する鳥類では、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十九条第一項に規定する天然記念物に指定されているアカコッコ、イイジマムシクイ、カラスバトのほか、モスケミンソザイ、オ

ーストンヤマガラ等の希少種が多く確認されている。当該区域は、尾根部の風衝地帯と海崖を除くと大部分が樹林で覆われている。

よって、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

入山者による鳥獣やその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員による巡視を行うとともに、御蔵島村及び関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

●東京都告示第千四百八十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成六年東京都告示第千二百三十八号で告示したこどもの国鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 鳥獣保護区の名称

こどもの国鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

こどもの国の境界の西端点と東京都と神奈川県との境界との交点を基点とし、こどもの国の境界に沿って東方に進み、町田市下水処理場の境界との接点に至り、同点から同処理場の境界を北東方に進み、町田市道鶴川四十

号線との交点に至り、同点から同市道を北方に進み、町

田市道三十九号線との交点に至り、同点から同市道を北東方に進み、町田市道二十三号線との交点に至り、同点から同市道を約二百メートル南方に進み、町田市道二十一号線との交点に至り、同点から同市道を約百メートル北東方に進み、妙福寺前において町田市道一号線との交点に至り、同点から同市道を東方に進み、東京都と神奈川県との境界との交点に至り、同点から同境界線を右回りに進み、基点に至る線により囲まれた区域

三 鳥獣保護区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、町田市の東部に位置し、多摩丘陵の一角にある。

当該区域に生息する鳥類としては、水鳥ではカイツブリ、アオサギ、カルガモ、カワセミ等が、猛禽類ではトビ、オオタカ、ツミ、フクロウ等が、陸鳥ではキジバト、ホトトギス、アオゲラ、モズ、シロハラ、ウグイス、エナガ、アオジ等の種が確認されている。また、哺乳類では、アズマモグラ、アブラコウモリ、ホンドタヌキ、ホンドイタチ、ニホンアナグマ等の種が確認されている。

当該区域は、住宅地や教育機関等に利用されているが、こどもの国とそれに連なる緑地が一団のまとまつ

た緑地を形成している。緑地の大部分が落葉広葉樹を中心とした二次林で覆われ、谷の底部には耕作地等があり、こどもの国には約二ヘクタールの池が存在している。

よって、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

入山者による鳥獣やその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護員による巡視を行うとともに、町田市及び関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

●東京都告示第千四百八十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、平成六年東京都告示第千二百三十七号で告示した北山鳥獣保護区の存続期間を更新するの

で、同条第九項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日

一 鳥獣保護区の名称

北山鳥獣保護区

二 鳥獣保護区の区域

東村山市諏訪町二丁目十七番地先の勝陣場橋右岸下流端を基点とし、同点から北川本流右岸を上流に向かつて

進み、市道一の一号との交点に至り、同点から堺橋を渡り同市道を北方に進み、市道四の一号との交点に至り、同点から同市道を西方に進み、市道三の一号との交点に至り、同点から同市道を北方に進み、市道二の一号との交点に至り、同点から同市道を東京都と埼玉県の境界線に沿って東方に進み、基点に至る線により囲まれた区域

三 鳥獣保護区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、東村山市の北西部に位置し、狭山丘陵の東端部にある八国山緑地とその南を流れる北川に至る区域にある。

当該区域に生息する鳥類としては、水鳥ではカワウ、コサギ、アオサギ、カルガモ、マガモ、カワセミ等が、猛禽類ではトビ、オオタカ、ツミ、フクロウ等が、陸鳥ではキジバト、ホトトギス、アオゲラ、モズ、シロハラ、ウグイス、エナガ、アオジ等の種が確認されている。

また、哺乳類では、アズマモグラ、アブラコウモリ、アカネズミ、ホンドタヌキ、ホンドイタチ、ニホンアナグマ、ノウサギ等の種が確認されている。

当該区域の周辺に位置する八国山緑地は、落葉広葉樹を中心とした二次林で覆われたまとまった緑地で、

谷の底部には池が二つある。北川北岸は、公園、耕作地及び住宅地で構成されている。

よって、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の保護管理方針

入山者による鳥獣やその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員及び鳥獣保護員による巡視を行うとともに、東村山市及び関係機関との連携を図り、鳥獣保護区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

●東京都告示第千四百八十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定に基づき、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第四項において準用する法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛添要一

一 特別保護地区の名称

御蔵島鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

御蔵島御山山頂を基点とし、同点から乙女御山線歩道を東方に進み、御山縦走線歩道との交点に至り、同点から同歩道を南東方に進み、同歩道と長滝山線歩道との交点に至り、同点から尾根を南東方に進み、つぶねの森山頂に至り、同点から尾根を南西方に進み、川口の滝下を

経て平清水川と海岸線との交点に至り、同点から尾根を北西方に進み、乙女峠に至り、同点から乙女御山線歩道を北東方に進み、基点に至る線により囲まれた区域

三 特別保護地区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、御蔵島の主峰御山の南東及び南西斜面に位置している。

当該区域に生息する鳥類では、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十九条第一項に規定する天然記念物に指定されているアカコッコ、イイジマムシクイ、カラスバトのほか、モスケミノサザイ、オーストンヤマガラ等の希少種が多く確認されている。当該区域は、尾根部の風衝地帯及び海崖を除く大部分が樹林で覆われている。

よって、当該区域は、鳥獣の保護を図る必要がある区域と認められることから、法第二十九条第一項の規定に基づく特別保護地区として指定するものである。

(三) 特別保護地区の保護管理方針

ア 法に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。

イ 入山者による鳥獣やその生息環境への影響を必要最小限にするため、東京都の職員による巡視を行うとともに、御蔵島村及び関係機関との連携を図り、

特別保護地区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

●東京都告示第千四百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項、第三十八条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、平成二十六年五月一日付けで指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社福新	メイド介護	墨田区江東橋4-15-3	身体障害者		
株式会社ラックコーポレーション	ラック業平	墨田区横川4-10-3 横川NSビル101			
特定非営利活動法人健康生活サポートセンター	健康生活訪問センター	世田谷区祖師谷1-35-4-2階			
株式会社コスモインターリアディー	コスモインターリアディー	世田谷区中町2-1-21 メゾン等々力1階	身体障害者	知的障害者	障害児
特定非営利活動法人まごころ	NPO法人 まごころ	渋谷区幡ヶ谷2-20-12 シャトレータ幡ヶ谷2-102号			
株式会社ケア21	ケア21 豊島南	豊島区南長崎4-16-14 ロイヤル東長崎101	身体障害者	知的障害者	障害児
株式会社ケア21	ケア21 新板橋	板橋区板橋1-43-1 杉本ビル201	身体障害者	知的障害者	障害児
株式会社ワイズネット	ワイズネットホームヘルプサービス足立	足立区花畑4-39-14 ガーデンパレスヌマタ2階B			
特定非営利活動法人あだち	あだちひまわりサポート	足立区花畑5-2-15 ブルーメ松本101	知的障害者	障害児	
株式会社てにて	てにて	足立区西伊興2-3-21			
合同会社むつみあい	ケアサービスむつみあい	足立区花畑4-39-21 エーデルブルーメセブン312			
株式会社グッドスタッフ	さららホームヘルプサービス花畑	足立区南花畑4-18-7			
株式会社でこぼん	でこぼん	江戸川区北小岩1-10-19			
アイミット株式会社	介護支援仲間会	江戸川区西小岩3-20-2	身体障害者		
さくらフレンドシップ株式会社	さくら介護ステーション西八王子	八王子市並木町37-1 メゾン・ドゥ・エーム1階			
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター西府	府中市本宿町1-24-4			
株式会社ゆうり	ぶちヘルパー派遣	国立市富士見台2-6-7 ストック国立102			
ひばり介護株式会社	ひばりケアサービス	西東京市田無町2-9-6 野崎ビル506号	身体障害者	知的障害者	精神障害者
株式会社カインドウエア	生き生きシルバーステーション多摩	多摩市落合4-16-1	身体障害者	知的障害者	精神障害者

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社ラックコーポレーション	ラック業平	墨田区横川4-10-3 横川NSビル101			

株式会社うめケア	エンジェルケアサービス	世田谷区松原6-3-10			
特定非営利活動法人健康生活サポートセンター	健康生活訪問センター	世田谷区祖師谷1-35-4-2階			
株式会社コスモインターリアディー	コスモインターリアディー	世田谷区中町2-1-21 メゾン等々力1階	身体障害者		
特定非営利活動法人まごころ	NPO法人 まごころ	渋谷区幡ヶ谷2-20-12 シャトレータ幡ヶ谷2-102号			
株式会社ケア21	ケア21 豊島南	豊島区南長崎4-16-14 ロイヤル東長崎101	身体障害者	知的障害者	
株式会社ケア21	ケア21 新板橋	板橋区板橋1-43-1 杉本ビル201	身体障害者	知的障害者	
株式会社ワイズネット	ワイズネットホームヘルプサービス足立	足立区花畑4-39-14 ガーデンパレスヌマタ2階B			
株式会社てにて	てにて	足立区西伊興2-3-21	身体障害者		
合同会社むつみあい	ケアサービスむつみあい	足立区花畑4-39-21 エーデルブルーメセブン312			
株式会社グッドスタッフ	さららホームヘルプサービス花畑	足立区南花畑4-18-7	身体障害者	難病等対象者	
アイミット株式会社	介護支援仲間会	江戸川区西小岩3-20-2	身体障害者	加算対象者以外	
さくらフレンドシップ株式会社	さくら介護ステーション西八王子	八王子市並木町37-1 メゾン・ドゥ・エーム1階			
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター西府	府中市本宿町1-24-4	身体障害者	難病等対象者	
株式会社ゆうり	ぶちヘルパー派遣	国立市富士見台2-6-7 ストック国立102			
ひばり介護株式会社	ひばりケアサービス	西東京市田無町2-9-6 野崎ビル506号	身体障害者		
株式会社カインドウエア	生き生きシルバーステーション多摩	多摩市落合4-16-1	身体障害者	加算対象者以外	

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社ラックコーポレーション	ラック業平	墨田区横川4-10-3 横川NSビル101			
社会福祉法人フロンティア	山吹の里ホームヘルパーステーション	豊島区高田3-37-17	身体障害者	障害児	
株式会社ケア21	ケア21 豊島南	豊島区南長崎4-16-14 ロイヤル東長崎101	身体障害者	障害児	
株式会社ケア21	ケア21 新板橋	板橋区板橋1-43-1 杉本ビル201	身体障害者	障害児	
株式会社てにて	てにて	足立区西伊興2-3-21			
さくらフレンドシップ株式会社	さくら介護ステーション西八王子	八王子市並木町37-1 メゾン・ドゥ・エーム1階			
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター西府	府中市本宿町1-24-4			

サービスの種類 行動援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
合同会社ナマケモノ	ヘルプコネクションひはもす	世田谷区経堂1-29-3			
株式会社コメント	にじいろ介護一之江	江戸川区一之江3 2 2 一之江Sビル202号室			
特定非営利活動法人多摩川流域生活支援ネットワーク	ボタリス	青梅市裏宿町660			
ケアライフサービス株式会社	小平アットホームケアサービス	小平市小川町2-1987-102	知的障害者	精神障害者	障害児

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
社会福祉法人東京愛育苑	金町学園	葛飾区水元3-13-8	身体障害者 (聴覚・言語)		
特定非営利活動法人アットホーム	生活介護「アットホーム」	江戸川区鹿骨2-6-11	身体障害者 (聴覚・言語)	知的障害者	
特定非営利活動法人やまぼうし	黒山耕房くらさわ	日野市万願寺4-14-14	身体障害者 (肢体不自由、視覚障害)	知的障害者	精神障害者

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社コックア	ヒーリングセンター世田谷	世田谷区上馬2-38-3 早川ビル2階	精神障害者		

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社デザインマインドカンパニー	ジョブサ品川区	品川区西五反田1-13-7 マルキビル3階	身体障害者 (内部障害)	知的障害者	精神障害者
特定非営利活動法人ジャパンマック	マック・チャレンジサポート	板橋区板橋4 4 3 白鳩マンション201	精神障害者		

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
一般社団法人コンカラ	コンカラ堂	足立区谷中3 7 21	精神障害者		

株式会社桜草	桜草 追分工房	八王子市追分町22-4	知的障害者		
特定非営利活動法人福光	ちえホーム	府中市栄町3-12-1 メディカルビル・グレイス4階	知的障害者		
社会福祉法人けやきの社	ワークセンター・さくら	国分寺市戸倉3-1-1			

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社なないろ	おひさまのおうち	八王子市下柚木2 11 16			
社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会	輝中たましろ荘	青梅市細中3-867-38			
一般社団法人うえるびー	フレンズとむた	青梅市友田町2-765 リバーメール舟場			
社会福祉法人調布市社会福祉事業団	グループホームみつばち	調布市布田4-30-12			

2 指定障害者支援施設

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		主たる対象者
社会福祉法人東京愛育苑	金町学園	葛飾区水元3-13-8	施設入所支援	生活介護	身体障害者 (聴覚・言語)

3 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	主たる対象者
特定非営利活動法人つつじ	ボケット中央	中央区佃2-17-8 佃区民会館2階	地域移行支援	精神障害者

●東京都告示第千四百八十四号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 知事指定薬物の名称

(一) 化学名 一 (三・四)ジメトキシフェニル一ニ

一(ピロリジン一ニール)ヘキサニール

オン(通称名三・四-Dimethoxy-

a-PPH)及びその塩類

(二) 化学名 一 (三・四)メチレンジオキシフェニ

ル一ニール(ピロリジン一ニール)ヘキサ

ニールオン(通称名三・四-Methyl

enedioxy-a-PPH)及びその塩

類

(三) 化学名 一 (二・三)ジヒドロベンゾフラン一五

ニール一ニール(ピロリジン一ニール)ペ

ンタン一ニールオン(通称名五-DBFPV)

及びその塩類

(四) 化学名 一 フェニル一ニール(ピロリジン一ニ

ル)ノナン一ニールオン(通称名a-PNP)

及びその塩類

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため。

三 施行期日

平成二十六年十一月一日

●東京都告示第千四百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名

町田日野

二 変更の区間

町田市野津田町字並木千八百九十六番七地先から同市野津田町字狐久保千九百五十七番三地先まで

三 変更の概要

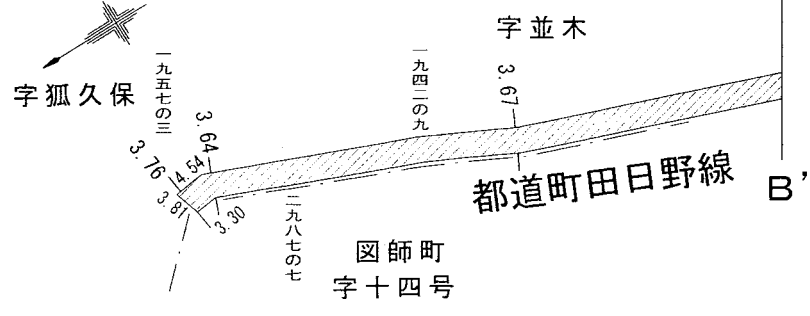
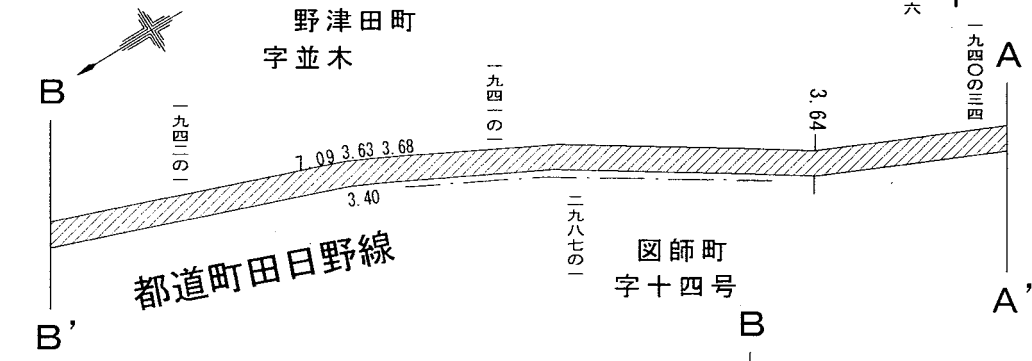
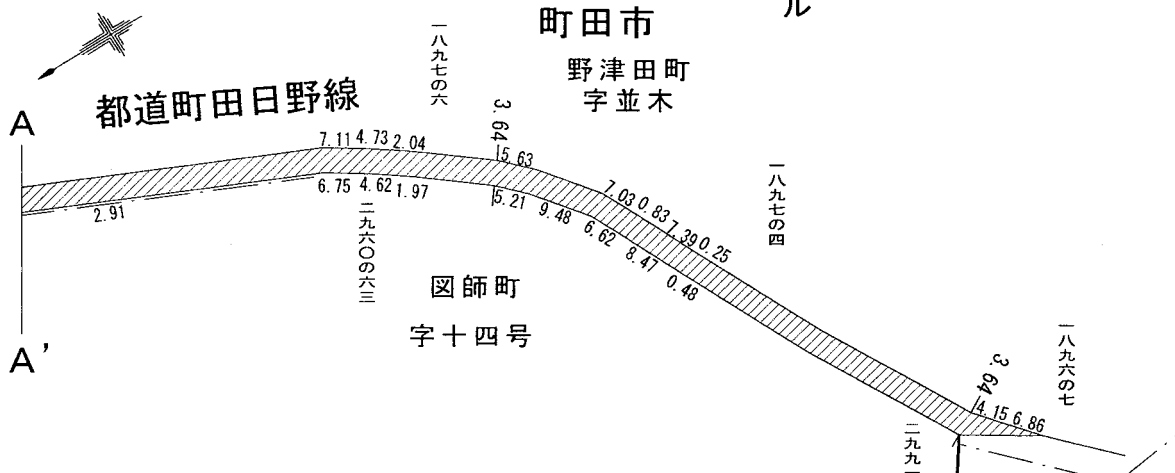
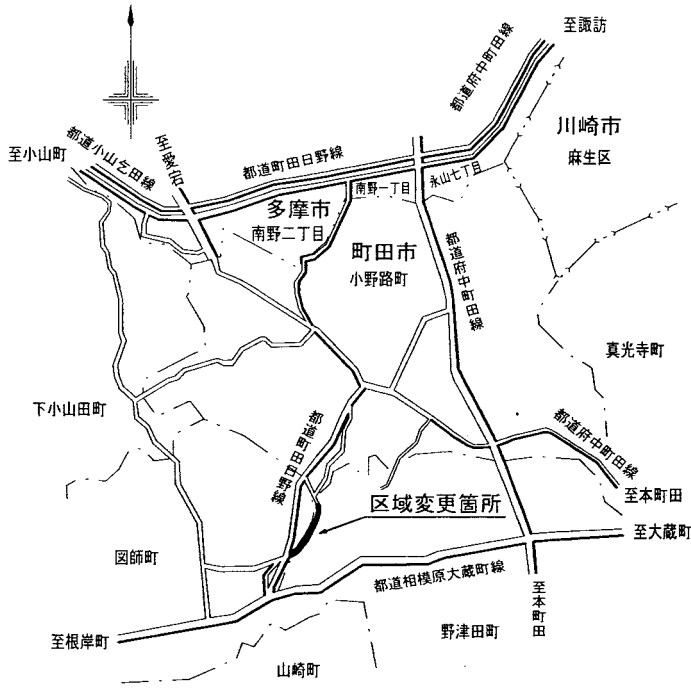
別図表示のとおり



# 別図 都道町田日野線区域変更略図 町田市野津田町地内



延長 三八四・六三メートル  
面積 一、三八五・一一平方メートル



出 張（公）		
<p>●東京都公安委員会告示第342号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成26年10月31日</p> <p style="text-align: center;">東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許技能検定員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許技能検定員審査</p> <p>(3) 普通自動車免許技能検定員審査</p> <p>(4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査</p> <p>(5) 大型自動二輪車免許技能検定員審査</p> <p>(6) 普通自動二輪車免許技能検定員審査</p> <p>(7) 牽引<sup>けんいん</sup>免許技能検定員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができ、運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 技能検定に関する技能</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p> <p>(2) 技能検定に関する知識</p>	<p>ア 教則の内容となっている事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 技能検定の実施に関する知識</p> <p>エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成26年12月1日（月曜日）から同月5日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成26年11月17日（月曜日）及び同月18日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p>	<p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成26年11月7日（金曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許技能検定員審査又は中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,500円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>(ア) 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(イ) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p>

警視庁運転免許本部運転者教育課  
電話 03 (6717) 3137 内線5283

●東京都公安委員会告示第343号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月31日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車免許教習指導員審査
- (4) 大型特殊自動車免許教習指導員審査
- (5) 大型自動二輪車免許教習指導員審査
- (6) 普通自動二輪車免許教習指導員審査
- (7) 牽引<sup>けんいん</sup>免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 教習に関する技能
- ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

ア 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

平成26年12月1日（月曜日）から同月5日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

平成26年11月17日（月曜日）及び同月18日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成26年11月7日（金曜日）から配布する。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許教習指導員審査又は中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては15,000円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

(2) 服装

自動車運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課  
電話 03 (6717) 3137 内線5283

●東京都公安委員会告示第24号

警察法(昭和29年法律第162号)第43条の規定に基づく東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会運営規則(平成13年3月28日東京都公安委員会規則第6号)第9条の規定に基づく東京都公安委員会委員長代理の指名については、平成26年10月20日付けをもって、次のとおりとした。

平成26年10月31日

東京都公安委員会  
委員長 仁田 陸 郎  
記

委員長 仁田 陸郎  
委員長代理 見玉 公男

告 示(水)

●東京都水道局告示第八号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第四十三号)第二条の規定に基づき、使用水量の計量業務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

東京都水道局長 吉 田 永

一 委託期間

平成二十六年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

二 委託した相手方

受託者名 所在地  
東京都市サービス株式会社 中央区晴海一丁目八番十一号

告 示(議)

●東京都議会議長告示第一号

東京都議会議長公印規程(昭和五十一年東京都議会議長告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

東京都議会議長 高 島 なおき

別表第一中

東京都議会議会印	1	てん書	方四二ミリメートル	傍聴券議会一般文書用	管理部総務課長	を
----------	---	-----	-----------	------------	---------	---

東京都議会議会印	1	てん書	方四二ミリメートル	傍聴券議会一般文書用	管理部総務課長	に
	1の2	同	方二二ミリメートル			

東京都議会議会局	5	同	方三九ミリメートル	局の一般文書用	管理部総務課長	を
----------	---	---	-----------	---------	---------	---

東京都議会議会局	5	同	方三九ミリメートル	局の一般文書用	管理部総務課長	に
	5の2	同	方二三ミリメートル			

公 告

本人確認情報の利用及び提供の状況の公表について

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例(平成十九年東京都条例第八十八号)第七条の規定に基づき、平成二十五年十月から平成二

十六年九月までの本人確認情報の利用及び提供の状況を次のとおり公表する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

本人確認情報の利用		事 務	利用年月	利用件数
東京都恩給条例(昭和二十三年東京都条例第一百号)による年金である給付の支給に関する事務			平成二十五年 十月	五
			十一月	一三八
			十二月	一三二
			平成二十六年 二月	六
			三月	一二七
			四月	一一
			五月	一
			六月	一二七
			七月	四
			八月	四
			九月	一一五
雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例(昭和三十年東京都条例第一号)による年金である給付の支給に関する事務			平成二十五年 十一月	一八
			十二月	一八
			平成二十六年 三月	一八
			六月	一七
			九月	一七
東京都条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)又は東京都宿泊税条例(平成十四年東京都条例第一百一十号)による都税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収に関する事務			平成二十五年 十月	五、一一六
			十一月	五、六〇八
			十二月	五、五四三
			平成二十六年 一月	三、四四〇
			二月	三、一〇六

東京都条例による過料の処分又は徴収に関する事務	平成二十五年 三月	二、八八五
	四月	二、三三四
	五月	二五、五三三
	六月	一一、九一二
	七月	一一、七九九
	八月	一三六、六一四
	九月	四、二二二
	平成二十六年 十月	六七四
	十一月	一四五
	十二月	一、二四五
	平成二十六年 一月	三三六
	二月	一、二九三
三月	一五九	
四月	一	
五月	三九	
六月	一九	
八月		
平成二十五年 十一月	一六	
十二月	二	
平成二十六年 一月	四七	
二月	一一三	
三月	二	
平成二十六年 二月	二七	
三月	一一二	
八月	一〇四	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)による公害防止管理者となることができる者の登録に関する事務		

<p>東京都公害防止資金貸付け等に関する規則を廃止する規則(平成十六年東京都規則第九十号)による廃止前の東京都公害防止資金貸付け等に関する規則(平成元年東京都規則第二百二十号)による貸付けに係る債権の回収に関する事務</p>	<p>戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第九号)による特別給付金の支給に関する事務</p>	<p>戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)による特別給付金の支給に関する事務</p>	<p>東京都介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例(平成二十五年東京都条例第六十八号)による廃止前の東京都介護福祉士等修学資金貸与条例(平成四年東京都条例第四十一号)による貸付けに係る債権の回収に関する事務</p>
<p>平成二十六年 八月</p>	<p>平成二十五年 十月 十二月 平成二十六年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月</p>	<p>平成二十五年 十月</p>	<p>平成二十五年 十一月 平成二十六年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月</p>
<p>一三三</p>	<p>五 五 四 三 三 六 六 六</p>	<p>六</p>	<p>一 八 三 一 九</p>

<p>東京都交通事故被災世帯生活つなぎ資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務</p>	<p>戦没者遺族等奨学資金貸付条例(昭和二十七年東京都条例第二十八号)による貸付けに係る債権の回収に関する事務</p>	<p>東京都看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年東京都条例第二百一十一号)による貸付けに関する事務</p>
<p>平成二十六年 一月 四月 六月 九月</p>	<p>平成二十五年 十月 十一月 十二月 平成二十六年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月</p>	<p>平成二十五年 十月 十一月 十二月 平成二十六年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月</p>
<p>一四 七 一</p>	<p>三三 五八 三四 一八五 二三七 三九四 二二四 二五五 九二</p>	<p>一〇 一 一〇</p>

<p>東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)による料金の徴収に関する事務</p>	<table border="1"> <tr> <td>平成二十五年</td> <td>二、二三三</td> </tr> <tr> <td>十月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>十一月</td> <td>二、一一四</td> </tr> <tr> <td>十二月</td> <td>一、八〇九</td> </tr> <tr> <td>平成二十六年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一月</td> <td>一、七四九</td> </tr> <tr> <td>二月</td> <td>一、八〇〇</td> </tr> <tr> <td>三月</td> <td>二、〇四六</td> </tr> <tr> <td>四月</td> <td>二、〇五四</td> </tr> <tr> <td>五月</td> <td>二、〇八九</td> </tr> <tr> <td>六月</td> <td>一、九三〇</td> </tr> <tr> <td>七月</td> <td>二、二四三</td> </tr> <tr> <td>八月</td> <td>二、一六八</td> </tr> <tr> <td>九月</td> <td>一、八〇八</td> </tr> </table>	平成二十五年	二、二三三	十月		十一月	二、一一四	十二月	一、八〇九	平成二十六年		一月	一、七四九	二月	一、八〇〇	三月	二、〇四六	四月	二、〇五四	五月	二、〇八九	六月	一、九三〇	七月	二、二四三	八月	二、一六八	九月	一、八〇八
平成二十五年	二、二三三																												
十月																													
十一月	二、一一四																												
十二月	一、八〇九																												
平成二十六年																													
一月	一、七四九																												
二月	一、八〇〇																												
三月	二、〇四六																												
四月	二、〇五四																												
五月	二、〇八九																												
六月	一、九三〇																												
七月	二、二四三																												
八月	二、一六八																												
九月	一、八〇八																												
<p>二 東京都の他の執行機関への本人確認情報の提供 提供を受ける他の執行機関 教育委員会</p>	<table border="1"> <tr> <td>東京都恩給条例による年金である給付の支給に関する事務</td> <td>平成二十六年 二月</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>事務</td> <td>提供年月</td> <td>提供件数</td> </tr> </table>	東京都恩給条例による年金である給付の支給に関する事務	平成二十六年 二月	二	事務	提供年月	提供件数																						
東京都恩給条例による年金である給付の支給に関する事務	平成二十六年 二月	二																											
事務	提供年月	提供件数																											
<p>三 東京都の区市町村の執行機関への本人確認情報の提供 提供を受ける区市町村の執行機関 区市町村長</p>	<table border="1"> <tr> <td>地方税法に基づく区市町村の条例による特別区税及び市町村税(これらと併せて賦課徴収する個人の都民税を含む。)並びにそれらの延滞金、過少申告加</td> <td>平成二十六年 五月</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>事務</td> <td>提供年月</td> <td>提供件数</td> </tr> </table>	地方税法に基づく区市町村の条例による特別区税及び市町村税(これらと併せて賦課徴収する個人の都民税を含む。)並びにそれらの延滞金、過少申告加	平成二十六年 五月	一	事務	提供年月	提供件数																						
地方税法に基づく区市町村の条例による特別区税及び市町村税(これらと併せて賦課徴収する個人の都民税を含む。)並びにそれらの延滞金、過少申告加	平成二十六年 五月	一																											
事務	提供年月	提供件数																											
<p>算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収に関する事務</p>																													

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出  
について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)四谷駅前地区市街地再開発事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

本部長 新居田 滝人

新宿区西新宿六丁目五番一号 新宿アイランドタワー  
十三階

二 対象事業の名称

(仮称)四谷駅前地区市街地再開発事業

三 工事着手の予定年月日

平成二十六年十一月一日

四 工事完了の予定年月日

平成三十一年八月三十一日

五 届出日

平成二十六年十月十五日

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出  
について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、第一石産運輸

株式会社 檜原工場拡張事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第一石産運輸株式会社

代表取締役 越智 良幸

千代田区飯田橋二丁目二番一号

二 対象事業の名称

第一石産運輸株式会社 檜原工場拡張事業

三 工事着手の予定年月日

平成二十六年十一月一日

四 工事完了の予定年月日

平成六十一年十月三十一日

五 届出日

平成二十六年十月十七日

低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二二二号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

平成二十六年十月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 認定した機器等

(一) 低NO<sub>x</sub>・超高効率燃焼機器

別記一のとおり

(二) 低NO<sub>x</sub>・高効率燃焼機器

別記二のとおり

二 認定年月日

平成二十六年十月一日



別記一

低NOx・超高効率燃焼機器

認定番号 認定機器の種類

G X一四二〇〇一 蒸気ボイラー E Q i一3000NM

申請者の氏名又は名称

株式会社日本サーモエナジー

別記二

低NOx・高効率燃焼機器

認定番号 認定機器の種類

G Y一四二〇〇一 蒸気ボイラー E Q R H一1001NM

代表型式の名称

申請者の氏名又は名称

株式会社日本サーモエナジー

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 七〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002